

**改正**

昭和28年3月13日条例第7号

平成19年3月20日条例第25号

平成28年3月29日条例第27号

愛媛県建築審査会条例を次のように公布する。

愛媛県建築審査会条例

(設置)

**第1条** 建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定により、愛媛県建築審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審査会は、委員7人をもつて組織する。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

追加〔平成28年条例27号〕

(幹事及び書記)

**第4条** 審査会に幹事及び書記若干名を置き、関係職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、会長の指揮を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

一部改正〔平成19年条例25号・28年27号〕

(会議の招集)

**第5条** 会長は、審査会を招集し、その議長となる。

2 会長は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかに審査会を招集しなければならない。

(1) 知事から建築基準法（以下「法」という。）の規定に基づいて同意を求められたとき。

(2) 知事から法の規定に基づいて裁定を求められたとき。

(3) 知事から諮問のあつたとき。

(4) 委員の半数以上から審査会に付議する事案を示して、招集の請求があつたとき。

3 会長は、必要があると認める場合は、随時審査会を招集することができる。

4 会長は、審査会を招集する場合は、緊急止むを得ないときを除く外、あらかじめ審議事項及び期日を定めて、開会の2日前までに、委員に通知しなければならない。

一部改正〔平成28年条例27号〕

(議事及び議決)

**第6条** 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、緊急の必要があり審査会を招集する余猶のない場合、その他止むを得ないときは、書面を委員に廻付して、賛否を問い、その結果をもつて審査会の議決に代えることができる。

一部改正〔平成28年条例27号〕

(会議録)

**第7条** 会長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び出席委員2名以上が署名なつ印しなければならない。

一部改正〔平成28年条例27号〕

(運営の細則)

**第8条** この条例に定めるものの外、議事手続その他審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

一部改正〔昭和28年条例7号・平成28年27号〕

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和28年3月13日条例第7号抄)

1 この条例は、昭和28年4月1日から施行し、第2条、第3条第1項及び第4条の規定は、昭和27年12月1日から適用する。

**附 則** (平成19年3月20日条例第25号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月29日条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。